

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人高知大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

・役員の特典手当の額は、国立大学法人高知大学役員報酬規則において、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び職務実績等を総合的に勘案して、国立大学法人高知大学経営協議会の議を経て、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができることとしている。

・高知大学は、本学の理念である「教育基本法の精神に則り、地域社会及び国際社会に貢献しうる人材育成と学問研究の充実・発展の推進」に基づき、教育研究の質のさらなる高度化を図り、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成することを使命としている。また、人と環境が調和のとれた共生関係を保ちながら持続可能な社会の構築を志向する「環境・人類共生」の精神に立脚し、地域を基盤とした総合大学として教育研究活動を展開することを基本目標とし、教育では、普遍的で幅広い教養を持った専門職業人の養成、研究では、南国土佐を中心とした東南アジアから日本にかけての黒潮の影響を受ける地域、すなわち黒潮流域圏の特性を活かした多様な学術研究を推進し、もって地域社会の課題解決を図り、その成果を国際社会に発信することを学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、高知大学の学長は、職員数約1,800人(常勤のみ)の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

高知大学の学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬3,069万円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額2,044万円と比べてもそれ以下となっている。

高知大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言える。

また、高知大学の学長の報酬月額は、他の中国・四国地区国立大学法人の長の報酬水準と同水準又はそれ以下となっている。

こうした職務内容の特性や他の中国・四国地区国立大学法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、民間企業との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考えられる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	・改定なし
理事	・改定なし
理事(非常勤)	・改定なし
監事	・改定なし
監事(非常勤)	・改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 14,452	千円 10,654	千円 3,797	千円 0			
A理事	千円 11,690	千円 8,402	千円 3,152	千円 135 (通勤手当)			
B理事	千円 11,690	千円 8,402	千円 3,152	千円 135 (通勤手当)			
C理事	千円 11,588	千円 8,402	千円 3,137	千円 49 (通勤手当)			
D理事	千円 10,361	千円 6,976	千円 2,628	千円 636 (単身赴任手当) 120 (通勤手当)			◇
E理事 (非常勤)	千円 1,199	千円 1,199	千円 0	千円 0			
A監事	千円 9,670	千円 7,005	千円 2,615	千円 49 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 1,199	千円 1,199	千円 0	千円 0			

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人等役員となるために退職し、かつ、引続き当該独立行政法人等役員として在職する者)であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
C理事	千円 4,712 (41,122)	4 (39)	0 (0)	H26.3.31	1.1	国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、経営協議会の議を経て、業績勘案率は1.1とした。	

注1:C理事については、役員在職期間を役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

・業務運営の効率化を図り、業務内容・業務量に応じた適正な人員配置を行うとともに職員数の抑制を図りつつ、適正な人件費の管理に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

・国家公務員の職種に準じた本給表及び人事院勧告を参考にして、社会一般の情勢に適合した給与水準とすることになっている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

・勤務成績を考慮し、昇格、降格、昇給及び勤勉手当の支給率の決定をしている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される成績率に基づき支給される。
昇給	年1回(1月1日)、勤務成績に応じて5段階で昇給させる。
昇格、降格	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、1級上位の級に昇格させることができ、上位の級に決定される資格を有するに至った場合は、その資格に応じた級に昇格させることができる。また、勤務成績の不良等で降任したときは、下位の級に降格させることができる。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

- ・55歳を超える職員の昇給を抑制する改正
平成26年1月1日からの55歳を超える職員の昇給については、その者の勤務成績に応じた昇給区分が特に良好以上である場合に限り行い、良好以下の勤務成績では昇給停止とする改正
- ・管理職手当の支給対象となる役職に副理事(教(一)5級:6種 64,100円)を追加する改正
- ・非常勤職員の給与制度の改正
 - 研究支援員の給与(時間給)の新設
 本学在籍の者: 学士課程在籍者 900円、修士課程在籍者 1,000円、博士課程在籍者 1,200円
 本学在籍以外の者: 学士課程卒業生 900円、大学院修士課程修了者 1,000円、大学院博士課程修了者 1,200円
 - 保育補助員の給与(1時間 1,092円)の新設
 - 専門看護師手当の新設
 専門看護師: 月額 10,000円、認定看護師: 月額 5,000円
 - 手術部看護手当を専門看護師手当に包括
 - 専門薬剤師手当の新設
 専門薬剤師: 月額 10,000円、認定薬剤師: 月額 5,000円
 - 診療特別手当を引き上げる改正
 医員(病院助教): 140,000円から170,000円に改正
 医員(指導医): 140,000円から160,000円に改正
 医員(レジデント): 120,000円から140,000円に改正
 医員(研修医): 100,000円から120,000円に改正
 - 臨床研修手当を月額化する改正
 医師臨床研修1年目の者: 日額5,400円から月額120,000円に改正
 医師臨床研修2年目以降の者: 日額5,400円から月額140,000円に改正
 歯科医師臨床研修1年目の者: 日額5,400円から月額120,000円に改正
 歯科医師臨床研修2年目以降の者: 日額5,400円から月額140,000円に改正

・平成24年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与の見直しに関連した改正
(実施期間:平成24年5月1日～平成26年3月末)

(職員について)

附属学校教員の支給減額率の一部改定

平成25年7月1日より、教育職本給表(二)又は教育職本給表(三)の本給表の適用を受け、職務の級が2級以下である者のうち、平成25年4月1日において、期末・勤勉手当基礎額に係る加算を受ける職員に該当する者の減額する割合を「100分の4.77」から「100分の6.05」に改定

附属学校教員調整手当の支給額の改定

本給月額

減額分の10割相当を支給としていたのを、平成25年7月1日より、本給月額に支給減額率を乗じて得た額と、その割合を次の割合(以下、「附属学校教員支給減額率」という。)により読み替えて同様の計算をして得た額との差額を支給に改定

教育職本給表(二)

2級以下(平成25年4月1日において、期末・勤勉手当基礎額に係る加算を受ける職員に該当しない者):100分の3.42

2級以下(平成25年4月1日において、期末・勤勉手当基礎額に係る加算を受ける職員に該当する者):100分の6.05

3級以上:100分の6.05

教育職本給表(三)

2級以下(平成25年4月1日において、期末・勤勉手当基礎額に係る加算を受ける職員に該当しない者):100分の3.42

2級以下(平成25年4月1日において、期末・勤勉手当基礎額に係る加算を受ける職員に該当する者):100分の6.05

特2級から4級まで:100分の6.05

管理職手当

減額分の10割相当を支給としていたのを、平成25年7月1日より、不支給に改定

勤務1時間当たりの給与減額分の算出方法の改定

欠勤等に係る勤務1時間当たりの給与減額分は、支給減額率を附属学校教員支給減額率に読み替えて計算した額を減じた額に改定

特例調整手当の新設

平成25年7月1日に在職する職員(無給休職者、停職者、育児休業者、介護休業者及び自己啓発等休業者は除く)のうち給与を減額され、診療従事調整手当及び附属学校教員調整手当を受給していない者に対して、次のとおり一時金として特例調整手当を支給

支給額

給与減額における支給減額率:4.77/100の者 30,000円、7.77/100の者 20,000円、9.77/100の者 15,000円

支給日

平成25年8月の給与の支給日

(特任職員について)

特例調整手当の新設

平成25年7月1日に在職する特任職員(無給休職者、停職者、育児休業者及び介護休業者は除く)のうち給与を減額され、診療従事調整手当を受給していない者に対して、次のとおり一時金として特例調整手当を支給

支給額

給与減額における支給減額率:4.77/100の者 30,000円、7.77/100の者 20,000円、9.77/100の者 15,000円

支給日

平成25年8月の給与の支給日

(非常勤職員について)

特例調整手当の新設

平成25年7月1日に在職する非常勤職員(停職者、育児休業者及び介護休業者は除く)のうち給与を減額され、診療従事調整手当を受給していない者に対して、次のとおり一時金として特例調整手当を支給

支給額

給与減額における支給減額率:4.77/100の者 30,000円

支給日

平成25年8月の給与の支給日

(再雇用職員について)

特例調整手当の新設

平成25年7月1日に在職する再雇用職員(無給休職者、停職者、育児休業者及び介護休業者は除く)のうち給与を減額されている者に対して、次のとおり一時金として特例調整手当を支給

支給額

給与減額における支給減額率:4.77/100の者 30,000円、7.77/100の者 20,000円、9.77/100の者 15,000円

支給日

平成25年8月の給与の支給日

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	1,363	44.4	5,999	4,505	54	1,494
事務・技術	279	45.9	5,116	3,870	58	1,246
教育職種 (大学教員)	537	48.0	7,425	5,580	55	1,845
医療職種 (病院看護師)	363	38.3	4,801	3,575	51	1,226
技能・労務職員	18	50.7	4,896	3,706	54	1,190
教育職種 (附属高校教員)	24	47.8	7,197	5,395	47	1,802
教育職種 (附属義務教育学校教員)	43	43.8	6,296	4,727	46	1,569
医療職種 (病院医療技術職員)	96	40.6	4,924	3,710	56	1,214
その他医療職種 (看護師)	3	48.8	4,797	3,664	78	1,133

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「教育職種(附属高校教員)」は、特別支援学校教員を示す。

注3:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注4:「医療職種(病院医師)」については、該当者がいないため記載を省略。

任期付職員	35	45.6	6,060	6,038	58	22
事務・技術	1					
教育職種 (大学教員)	31	45.3	6,437	6,437	57	0
医療職種 (病院看護師)	1					
医療職種 (病院医療技術職員)	1					
その他医療職種 (医療技術職員)	1					

注1:事務・技術、医療職種(病院看護師)、及び、医療職種(病院医療技術職員)、その他医療職種(医療技術職員)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注2:「医療職種(病院医師)」については、該当者がいないため記載を省略。

再任用職員	34	63.6	3,192	2,881	54	311
事務・技術	14	63.5	2,091	2,091	51	0
教育職種 (大学教員)	10	64.5	5,556	4,628	44	928
医療職種 (病院看護師)	2					
技能・労務職種	5	62.7	2,133	2,133	93	0
その他 (事務・技術)	3	63.2	2,970	2,537	68	433

注1:医療職種(病院看護師)については該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注2:その他(事務・技術)は、賞与を支給する職員である。

注3:「医療職種(病院医師)」については、該当者がいないため記載を省略。

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	192	40.0	3,315	2,654	57	661
事務・技術	51	41.3	2,761	2,119	63	642
教育職種 (大学教員)	2					
医療職種 (病院医師)	51	33.3	2,813	2,675	44	138
医療職種 (病院看護師)	49	49.9	4,438	3,326	60	1,112
技能・労務職種	9	46.2	2,746	2,093	68	653
医療職種 (病院医療技術職員)	28	30.4	3,405	2,577	60	828
その他医療職種 (医療技術職員)	2					

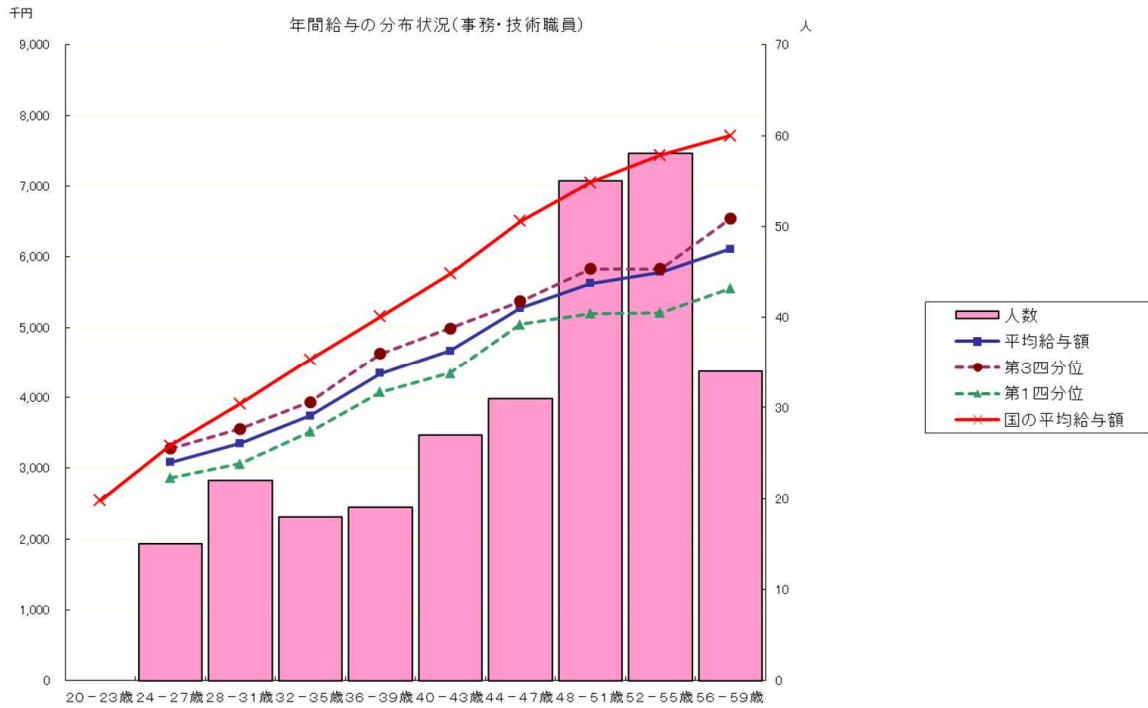
注1:教育職種(大学教員)、その他医療職種(医療技術職員)については該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

《在外職員について》

在外職員の各区分については、該当者がいないため記載を省略

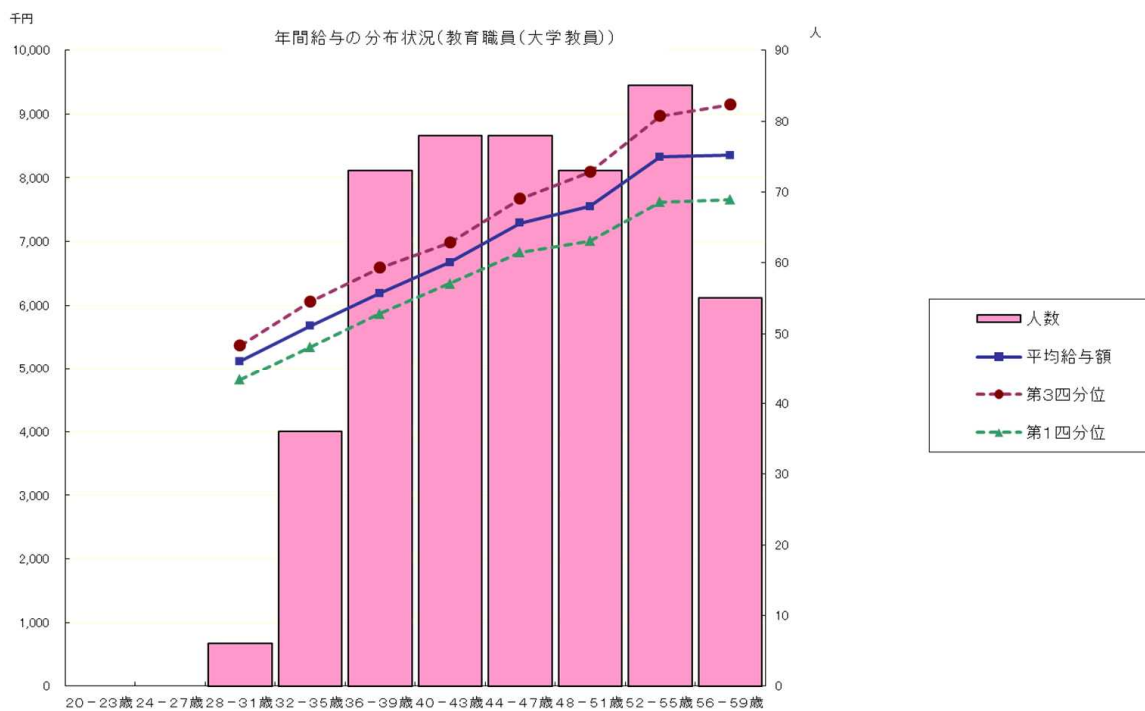
②年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。])

(事務・技術職員)



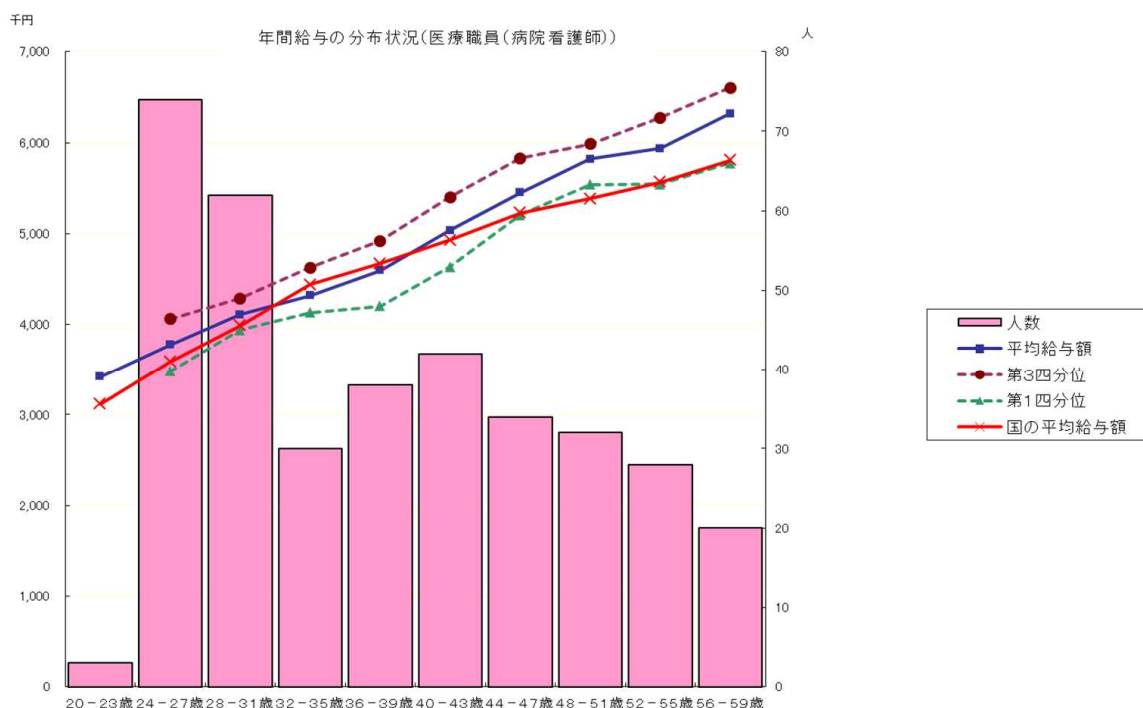
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・部長	5	54.7	8,447	9,022	9,688		
・課長	13	55.5	7,022	7,196	7,406		
・課長補佐	32	52.9	5,646	5,841	6,035		
・係長	121	49.7	5,075	5,357	5,635		
・主任	45	44.3	4,173	4,646	5,184		
・係員	63	33.4	3,107	3,625	3,843		

(教育職員(大学教員))



分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
代表的職位	人	歳		千円	千円		千円
・教授	186	55.5	8,160	8,682	9,191		
・准教授	152	46.2	6,694	7,095	7,408		
・講師	86	44.2	6,019	6,746	7,536		
・助教	113	40.7	5,711	6,052	6,469		

(医療職員(病院看護師))



分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・看護部長	1	-	-	-	-
・副看護部長	3	54.5	-	6,577	-
・看護師長	22	53.4	6,238	6,347	6,594
・副看護師長	53	47.3	5,341	5,719	5,984
・看護師	284	35.2	3,896	4,415	4,920

注1:看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注1:副看護部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		係員	係員 主任	主任 専門職員	専門職員 課長補佐	課長補佐 課長	課長	部長	部長	部長	局長
人員 (割合)	279	16 (5.7%)	49 (17.6%)	111 (39.8%)	76 (27.2%)	13 (4.7%)	9 (3.2%)	4 (1.4%)	1 (0.4%)	0 (0%)	0 (0%)
年齢(最高～最低)		30～25	43～26	57～35	59～45	59～54	59～50	56～50			
所定内給与年額(最高～最低)		2,719～ 2,113	3,584～ 2,356	4,417～ 3,090	4,861～ 3,836	5,952～ 4,327	6,280～ 5,121	7,472～ 5,550			
年間給与額(最高～最低)		3,437～ 2,747	4,623～ 3,065	5,767～ 4,060	6,461～ 5,116	7,651～ 5,825	8,154～ 6,739	9,866～ 7,543			

注1:8級における該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	537	0 (0%)	113 (21.0%)	89 (16.6%)	149 (27.7%)	186 (34.6%)
年齢(最高～最低)			59～30	61～31	63～33	64～39
所定内給与年額(最高～最低)			5,825～ 3,573	6,495～ 3,632	6,834～ 4,176	8,521～ 4,890
年間給与額(最高～最低)			7,347～ 4,746	8,350～ 4,811	9,029～ 5,650	11,548～ 6,662

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師 助産師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	363	0 (0%)	284 (78.2%)	53 (14.6%)	24 (6.6%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	0 (0%)
年齢(最高～最低)			58～22	59～31	59～43			
所定内給与年額(最高～最低)			4,518～ 2,303	5,173～ 3,447	4,965～ 3,970			
年間給与額(最高～最低)			6,092～ 3,183	6,877～ 4,683	6,759～ 5,401			

注:6級及び5級における該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	61.6%	63.3%	62.5%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	38.4%	36.7%	37.5%
	最高～最低	49.6～32.8%	46.2～30.4%	45.7～31.6%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.7%	67.1%	66.0%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.3%	32.9%	34.0%
	最高～最低	38.3～31.9%	39.6～29.7%	39.0～30.8%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.4%	66.3%	64.9%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.6%	33.7%	35.1%
	最高～最低	42.4～27.2%	39.6～30.5%	40.6～30.7%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.7%	67.3%	66.0%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.3%	32.7%	34.0%
	最高～最低	42.4～27.2%	39.6～28.9%	39.0～28.1%

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.4%	68.9%	67.7%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	33.6%	31.1%	32.3%
	最高～最低	42.4～25.7%	39.6～24.0%	37.3～25.6%

注: 医療職員(病院看護師)における管理職員は該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	80.5
対他の国立大学法人等	91.1

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	92.9
------------	------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	103.8
対他の国立大学法人等	96.5

注1: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 80.5		
	参考	地域勘案	87.7
		学歴勘案	81.2
		地域・学歴勘案	87.8
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由			
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 38.0%</p> <p>国からの財政支出額 14,282百万円、支出予算の総額 37,626百万円(平成25年度予算) 累積欠損額 0円(平成25年度決算)</p> <p>【検証結果】 高知大学の財政構造は、人件費を含めその多くを国からの財政支出に依存しており、支出予算の総額のおおよそ6割が人件費に充てられている。給与水準については、対国家公務員指数に示されているとおり低い数値となっており、適切であると考えられる。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であるとする。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>		
講ずる措置	人件費を含め国からの財政支出依存の軽減を図るため、自己収入の確保はもとより、外部資金の獲得に向けた取り組みを行う。引き続き、人件費管理の基本方針に則り、適正な人件費の管理に努める。		

○医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 103.8		
	参考	地域勘案	106.2
		学歴勘案	103.3
		地域・学歴勘案	105.4
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>対国家公務員指数は、総支給額から通勤手当及び超過勤務手当(宿日直手当等含む)を除いた金額を対象として比較された指数となっている。高知大学においては、平成24年5月1日から平成26年3月末までの間、給与の臨時特例措置による減額を実施することし病院看護師にも適用させたが、一方で減額分の10割相当の診療従事調整手当を新設し支給することとした。この診療従事調整手当には、比較対象外の超過勤務手当の減額分の額を含んでいること及び国の平均給与額が大幅に下がったことから、対国家公務員指数を上回ったと考えられる。</p>		
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 38.0%</p> <p>国からの財政支出額 14,282百万円、支出予算の総額 37,626百万円(平成25年度予算) 累積欠損額 0円(平成25年度決算)</p> <p>【検証結果】 高知大学の財政構造は、人件費を含めその多くを国からの財政支出に依存しており、支出予算の総額のおおよそ6割が人件費に充てられている。給与水準については、対国家公務員指数を上回っているが、上記の理由により、適切であると考えられる。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であるとする。</p>		
講ずる措置	人件費を含め国からの財政支出依存の軽減を図るため、自己収入の確保はもとより、外部資金の獲得に向けた取り組みを行う。引き続き、人件費管理の基本方針に則り、適正な人件費の管理に努める。		

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 92.4

注:上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成25年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。(なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。)

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	9,017,054	9,058,266	△ 41,212	△ 0.45	△ 769,095	△ 7.86
退職手当支給額 (B)	904,141	1,094,711	△ 190,570	△ 17.41	151,772	20.17
非常勤役員等給与 (C)	3,998,226	3,793,393	204,833	5.40	977,511	32.36
福利厚生費 (D)	1,764,395	1,683,711	80,684	4.79	196,618	12.54
最広義人件費 (A+B+C+D)	15,683,816	15,630,081	53,735	0.34	556,806	3.68

注:「非常勤役員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の増減の要因

「給与、報酬等支給総額」は、平成24年5月1日からの国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与の見直しに関連した給与減額支給措置の継続適用並びに教員人事の凍結による減額等の影響により、対前年度比0.45%の減少となった。

「最広義人件費」は、前年度に比べ「給与、報酬等支給総額」が0.45%減少、「退職手当支給額」が17.41%減少しているが、外部資金等による非常勤職員の雇用増、附属病院における事業増強による研修医及び医療補佐員の雇用増に伴う「非常勤役員等給与」が5.4%増加、法定福利費の負担率増による「福利厚生費」が4.79%増加したことにより、全体としては対前年度比0.34%の増加となった。

②退職手当支給額の要因の分析について

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づく役職員の退職手当の支給水準の引下げ措置を平成25年3月1日から講じており、対前年度比17.41%の減少となった。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし